

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		民間あっせん機関による養子縁組のあっせん事業実施の許可	
根拠条例・規則等名		民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	
条 項		第 6 条、第 7 条、第 8 条	
所 管 部 課		子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課 (電話：048-711-1798)	
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令に処分基準が設けられている。)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			